

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所  
研究活動における不正行為への対応等に関する規程

平成 28 年 4 月 1 日  
所内規程第 58 号

一部改正 令和 4 年 4 月 1 日  
令和 4 年 10 月 5 日

(目的)

第 1 条 この規程は、「研究活動における不正行為の取扱いに関する規程」(平成 28 年 3 月 30 日独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)規程第 18 号。以下「機構規程」という。)及び「研究活動における不正行為への対応等に関する達」(平成 28 年 3 月 30 日達第 4 号。第 11 条において「機構達」という。)と相まって、機構労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の職員(期間を限って雇用される常時勤務を要しない職員及び臨時に勤務する職員を含む。以下「職員」という。)による研究活動における不正行為の防止を図ること及び不正行為が発生した場合における措置等に関し必要な基本的事項を定めその迅速かつ適正な解決に資することを目的とする。

(不正行為の定義)

第 2 条 この規程における「不正行為」とは、機構規程第 2 条の行為をいう。

(対象者)

第 3 条 この規程は、機構規程第 3 条の定めに加え、研究所の全ての職員を対象とする。

(事務の分担)

第 4 条 研究所の部長、センター長及び研究推進担当首席研究員(以下「部長等」という。)は、機構規程第 4 条第 3 項第 2 号の研究を実施する施設の施設長たる所長(以下「所長」という。)を補佐し、管下職員の研究記録(機構規程第 4 条第 3 項第 3 号の研究記録をいう。以下同じ。)が適切に管理されていることを確認するとともに研究者に必要な指導を行う。

(研究倫理教育)

第 5 条 研究所は、所長を補佐する分担研究倫理教育責任者を配置し、機構規程第 6 条の 2 による教育のほか、研究所で必要な研究倫理教育を実施する。

2 職員は、機構規程第 6 条の 2 による教育または前項の研究倫理教育を受講しなければならない。

(不正行為に関する告発・相談の受付事務の分担)

第6条 所長代理は、機構規程第8条第1項の研究試験企画調整担当理事（以下「担当理事」という。）が受け付けるべき告発を遅滞なく担当理事あて転送し、その事実を所長あて報告するものとする。機構規程第8条の2第1項の相談についても同様とする。

(配分機関への報告等)

第7条 所長は、担当理事と連携し、機構規程第13条の理事長の事務を分担して実施することができる。

(細則への委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構規程、機構達並びにこの規程の施行に関して必要な事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関する細則」で定める。

附 則 （平成27年3月3日制定）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年12月15日改正）

この規程は、平成27年12月15日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日制定）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月1日制定）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前に所長代理が受け付けた事象については、新施設規程第7条の例により、担当理事にその対応を引き継ぐものとする。ただし、担当理事から引き続きの所長代理による対応を求められた事象についての処理は、なお従前の例による。

附 則 （令和4年10月5日制定）

- 1 この規程は、令和4年10月5日から施行し、令和4年6月1日以降の事象から適用する。